

○ 公共工事における履行保証制度の概要

1 契約保証金

請負契約の締結に際して、契約保証金の金額を納付し、工事が完成できない場合は、納付した金額が本市に帰属される制度です。工事が完成した場合は、契約保証金は請負者に返還されます。

2 市債等の有価証券の提供

請負契約の締結に際して、契約保証金の金額の市債等を提供し、工事が完成できない場合は、納付した市債等が本市に帰属される制度です。

工事が完成した場合は、保管されている市債等は請負者に返還されます。

3 金融機関等の保証

請負契約の締結に際して、金融機関等の保証（請負者が工事を完成できない場合の損害額を保証するもの）を受けるものです。

4 保証会社による保証契約の締結

請負契約の締結に際して、保証事業会社の保証（請負者が工事を完成できない場合の損害額を保証するもの）を受けるものです。

前払金が支出される工事のみ対象となります。

5 履行保証保険契約の締結

請負契約の締結に際して、保険会社と発注者を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補方式に限る）の締結を行うものです。

6 履行保証証券による保証

請負契約の締結に際して、保険会社から履行保証証券の交付を受けるものです。